
○消費者力アップ講座「今さら聞けない 暮らしのあれこれ」(受講生募集のお知らせ)

毎日の暮らしを安心して楽しく過ごすことができるよう衣食住の知識や悪質商法の対処法などを気軽に学んでいただく消費者力アップ講座を開催します（申込期限：8月27日）。

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/259962_283782_misc.pdf

*座学講座 日時 第1回：8月30日（木）第2回：10月28日（日）10時～15時
会場 消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

*通信講座 期間 8月30日（木）～10月28日（日）〔自宅で学習〕

〔申込書〕 http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/259962_283770_misc.pdf

下記にアクセスすると、直接お申し込みできます。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=1FuRBgfk>

○夏の事故やトラブルにご注意ください（消費者庁）

節電や熱中症予防を意識して利用するグッズ（扇風機、冷感タオル、冷却シート）や、夏のレジャー等で利用するグッズ（花火、日焼け止め化粧品、日焼けマシンなど）について、注意事項をお知らせします。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120724kouhyou_1.pdf

★首掛け式の乳幼児用浮き輪を使用する際の注意について

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120727kouhyou_1.pdf

○子どもを事故から守る！プロジェクト（消費者庁）

子どもの事故の豆知識的な情報を伝えるメール「子ども安全メール from 消費者庁」を配信（毎週木曜日）しています。

登録はこちら → <http://www.caa.go.jp/m/pc/kodomo/mail/>（携帯電話用）

→ <http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/>（パソコン用）

○消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）

子どもから高齢者までの幅広い世代を対象に「消費者教育」（※1）を充実させることを盛り込んだ「消費者教育推進法」が、8月10日の衆議院本会議で可決・成立しました。

本法律では、消費者教育の総合的かつ一体的な推進を目的としています。

また、消費者自らが主体的に選択して消費生活行動をすることで公正かつ持続可能な「消費者市民社会」（※2）の形成に積極的に参画すること、そしてその育成への積極的な支援を基本理念としています。

<http://www.caa.go.jp/information/index12.html#m01>

【※1：消費者教育】

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動（法第2条第1項）

【※2：消費者市民社会】

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼしうるものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（法第2条第2項）

【消費者庁の情報】

○高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会

<http://www.caa.go.jp/information/koureinnet.html>

○第6回地方消費者行政推進本部

<http://www.caa.go.jp/region/index2.html>

*資料1「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（案）概要

<http://www.caa.go.jp/region/pdf/120712honbu1.pdf>

*資料2「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（案）

<http://www.caa.go.jp/region/pdf/120712honbu2.pdf>

○高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会

<http://www.caa.go.jp/information/koureinnet.html>

○第11回食品表示一元化検討会の資料掲載

<http://www.caa.go.jp/foods/index12.html#m01>

○消費者安全法の重大事故等に係る公表について

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120816kouhyou_2.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120809kouhyou_2.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120802kouhyou_2.pdf

○消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120817kouhyou_1.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120814kouhyou_1.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120810kouhyou_1.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120807kouhyou_1.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120803kouhyou_1.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120727kouhyou_2.pdf

○特定保健用食品の表示許可について

<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html#m02-1>

○消費者庁リコール情報サイト

- ・PC版 <http://www.recall.go.jp/>（ホームページ）
<http://www.recall.go.jp/new/>（新規登録情報一覧）
- ・携帯版 <http://www.recall.go.jp/m/>

【国民生活センターの情報】

○エラー表示などでパソコンソフトを購入させる手口に注意 —そのエラー表示は本物？—

- ・パソコンに表示されるエラー表示は、本当にそのパソコンの状況を知らせるものとは限らず、購入する必要のないソフトの代金を支払わせる手口の可能性があります。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120817_1.html

○L & Gの二次被害に注意：被害対策弁護士や裁判所からの本物と紛らわしい偽物の書面に注意 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120803_1.html

○手技による医業類似行為の危害：整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120802_1.html

○洗ってもにおいの取れない箸（相談解決のためのテストから）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120802_2.html

○使用していた乾電池が発熱した玩具（相談解決のためのテストから）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120802_3.html

○元本保証だと思っていたのに…投資信託のトラブル

- ・投資信託は預貯金とは異なり元本が保証されるものではないことを認識し、契約する場合は慎重に判断することが大切です。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen141.html

〔参考〕国民生活センターADR（裁判外紛争解決手続）の実施状況と結果概要

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120810_1.pdf#page=22

○ADR（裁判外紛争解決手続）の紹介

「裁判だとお金も時間もかかるが、泣き寝入りはしたくない」「相手と直接交渉しても解決しそうにない」「中立的な専門家にきちんと話を聞いてもらい解決したい」というようなケースは少なくありません。そんな時はADRでの解決を考えてみるのもよいでしょう。

<http://www.kokusen.go.jp/adr/index.html>

○メールでよくある情報提供と回答

http://www.kokusen.go.jp/t_box/t_box-faq.html

【政府広報オンライン】

○金融トラブル、費用をかけずに早期解決！ 金融ADR制度をご利用ください

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201107/2.html>

- *金融ADR制度とは、金融機関と利用者とのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。裁判に比べて短時間・低コストでトラブルの解決を図ることができます。

金融ADR機関に所属する金融分野に見識のある弁護士等の中立・公正な専門家（紛争解決委員）が和解案を提示し、解決に努めます。

【内閣府消費者委員会の情報】

○消費者委員会速報

<http://www.cao.go.jp/consumer/about/sokuhou.html>

○第4回地方消費者委員会（7月21日、名古屋市）

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/other/meeting1/004/nagoya_kaisai.html

【総務省の情報】

○電気通信サービスFAQ（よくある質問）

* 架空請求・不当請求トラブル、携帯電話やスマートフォンの高額パケット請求、迷惑メール、フィッシング詐欺、災害時・停電時の電話サービスの利用について等

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_faq/index.html

【経済産業省の情報】

○あなたもできる出前講座 ー高齢者を悪質業者から守るためにー

* 出前講座の初心者でも大丈夫！下準備から寸劇のシナリオまで出前講座のノウハウ集

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/tyui/keihatsu/kshome.html>

【厚生労働省の情報】

○厚生労働省や都道府県等が公表した食品衛生法違反食品等の回収情報

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kaisyuu/index.html

【農林水産省の情報】

○消費者の部屋

<http://www.maff.go.jp/j/heya/index.html>

【金融庁の情報】

○金融サービス利用者相談室「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」

<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html#advice>

【警察庁の情報】

○「振り込ませない」振り込め詐欺急増中！

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm

【金融広報中央委員会 「知るぽると」】

○金融取引のトラブル防止（だまされない、被害にあわないために）

* 「知るぽると」はくらしに役立つ身近な金融情報、お金に関する知識の情報サイトです。

<http://www.shiruporuto.jp/finance/trouble/index.html>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口 ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

- ・受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・相談電話：097-536-5000

☆メルマガの登録者を募集しています！☆

- ・配信を希望される方は、下記のメールアドレスまでお申し込みください。
（メールアドレス、お名前、市町村名をご記入のうえ、「PC版又は携帯版のメルマガ配信希望」と書いて送信してください。）
- ・申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ用アドレスを変更しました）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
